

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和5年6月6日（火）午前10時～午前10時36分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均
委員 水野忠三 委員 大野慎治 委員 塚崎海緒
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英
行政課長 佐野剛、同統括主査 森吉正、税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、同統括主査 須田かおる、消防本部総務課長兼防災コミュニティセンター長 加藤正人、同主幹 小川薫、同主幹伊藤孝夫
事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第43号	岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第44号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第45号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第51号	岩倉市火災予防条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第54号	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について	全員賛成 原案可決
陳情第4号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書	聞き置く
陳情第5号	最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第6号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第7号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

陳情第 8 号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
---------	-------------------------	------

◎委員長（谷平敬子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

このほか、陳情5件が送付されており、これらの案件を随時議題といたします。

それでは、当局からの挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

本委員会では、4件の条例改正と、あと1件の契約の案件ということで御審査いただくことになっております。

特に条例改正では、この市税条例と火災予防条例というのは、我々が例規審査をする上でも非常に苦勞する条例でございまして、少し分かりにくい部分もあるかと思えますけれども、できるだけ分かりやすい丁寧な説明に心がけてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎委員長（谷平敬子君） お願いいたします。ありがとうございました。

初めに、議案第43号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） まず、この機器の更新に至った理由というか背景というか、そういったところをお聞かせいただけないでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回の更新に至った理由でございすけれども、現行の印刷機がリース、平成30年からこの令和5年6月いっぱいまでになりますけれども、5年間のリース契約をしております、そのリース契約の更新時期を迎えたため、今回機器を更新させていただくものでございます。

◎委員（梅村 均君） また別の質問ですけれども、今回、製版の区分がないんですけど、製版はない機器なのかどうなのかという点はどうでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回更新させていただく印刷機につきましては、これまでの製版機能というものが全くない印刷機になりまして、インクジェット式の印刷機という機能になるものでございます。

◎委員（梅村 均君） もう一つだけ、すみません。

使用料の設定は、見たところこれまでと同じようになるような感じでされたのかなというところも見受けられるんですが、金額の設定の決め方について何か考えられたことはありますでしょうか。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 料金設定でありますけれども、用紙を持ち込む場合と備付けの用紙を使用する場合で分けさせていただいております。さらに白黒印刷とカラー印刷ということで区分がされております。

用紙を持ち込む場合の白黒印刷は、10面10円ということになっておりますが、こちら1枚当たり1円ということになります。さらにカラーは10面で30円ということなので1枚当たり3円ということになります。こちらは単位当たりの使用料とさせていただきます。

1円とか3円という1枚当たりの印刷もできるんですけど、そうすると非常に会計が煩雑になるということもありまして、10面単位当たりで白黒の場合は10円、カラーの場合は10面当たりで30円というような設定とさせていただきます。

また備付け用紙を使用するというものは、通常のコピー機能と同様の考え方になりますので、1面当たり10円、カラーの場合は1面当たり30円と市内の公共施設で使用しているコピー機の料金と同様にさせていただいたという考え方で料金を設定しております。以上です。

◎委員（大野慎治君） ちょっと関連でお聞かせください。

市民プラザの大型カラープリンターが今故障しているということを市民団体さんからお聞きして、今市役所で印刷しているということをお聞きしております。市民団体さんからお聞きしたのでちょっと確認もしてきましたが、故障しているということなんですが、これの更新についてはどのように考えているのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

ただいま御質問にありましたとおり、今現在、大型プリンターのほう故障しております。修繕をかけているんですけども、なかなかちょっと機種の古いということもありまして、部品等調達にちょっと時間がかかっているという状況でございますが、その状況を見て更新については今後検討してまいりたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 現行の市民プラザの印刷機を利用している方というのは、用紙を持ち込む場合というのがほとんどなんでしょうか、ちょっとその実態について教えていただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回、市民プラザのこちらの印刷機を使われる団体の皆様については、用紙を持ち込んで使われる方がほとんどでございます。

◎委員（木村冬樹君） 機能がちょっと異なるもんだから、その機能に合わせて使用料の区分を変えるもんですから一概には言えないと思うんですけど、一般的な使用方法をした場合、例えば製版をして50枚単色で刷った場合は50円になりますよね、現行で。今回も例えば白黒で用紙を持ち込んでやる場合は、50面刷れば50円ということで、負担は変わらないのかなというふうに思うんですけど、一般的な使用方法の中で負担増になるようなケースは想定あるんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） そうですね、団体にとっても使用の負担がデメリットにつながるというようなことはないと考えております。

◎委員（塚崎海緒君） 私はこのプリンターをよく使わせていただいているんですけど、団体登録してあるところは無料で使えていると思うんですけど、それはそのまま維持されるという状況ですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） これまで現行の利用でいきますと、1団体、月に2回、年間1万枚まで無料で使っていただける形になっておりましたので、その内容を踏まえて、今回の改正に伴いまして、こちらは要綱で定めておりますけれども、同じように無料で使える形での要綱、規定を考えております。

内容については、1万枚という形で枚数での無料という形がなかなか今回の機能でいくと少し難しいということもございましたので、今回は年間で1万円まで無料と、金額での無料という形で現在考えております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略いたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第43号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 冒頭、総務部長の挨拶にあったように、毎年6月議会にこの市税条例の一部改正ということで、いろいろ複雑な国の法律の改正に伴って変わる部分が示されてくるところであります。

今回も多岐にわたった改正になっておるといふふうに思いますが、議案の説明資料のほうに基づいて質疑をしていきたいというふうに思っています。

1つ目は、個人住民税関係で扶養親族等申告書がちょっと様式が異なってくるのかなあというふうに思うわけですが、これまでは扶養親族の名前や改めて書かなきゃいけないのを、異動がない旨ということでの記載に変えることができるということではありますが、具体的にどのような様式になってくるのかというのはもう示されているのでしょうか。

◎税務課主幹（佐野亜矢君） 様式につきましては、新しい様式は現在のところ示されていません。

令和7年1月以降に支払いを受ける給与等について適用されるため、今後、様式は示されていくものと思います。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

まだ1年以上、2年近くあるということでまだまだこれからかなあというふうに思います。

次に、森林環境税についてです。

本会議でも質疑がありましたが、私もちょっと何点かお聞きしたいと思います。

まずこの森林環境税、これまでは復興特別住民税ということで住民税として課税がされてきたというふうに思います。でも仕組みは同じように、国に上げられて国から交付されるという形になってくるのかなあというふうに思うんですけど、この森林環境税については、前の復興特別住民税は期限が令和5年度までということだったんですけど、期限についてはどのような形になっているのでしょうか。

◎税務課主幹（佐野亜矢君） 森林環境税の賦課徴収につきましては、いつまでも課税期間とするのかといった規定は設けられておりません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。これから法律が変わるまでは続いていくという形であります。

それで、まずこの森林環境譲与税については、もう既に令和元年度から譲与されてきて基金に積み立てられていっています。これから森林環境税を納税者から徴収をして国に上げていくという形になるんですけど、この森林環境税の税収と森林環境譲与税で譲与されてくる金額、こういったもののバランスといいますか、岩倉市においてはどのような状況になっているんでしょうか。

◎税務課主幹（佐野亜矢君） 森林環境税の歳入の見込額は、約2,580万円を見込んでおります。

また、本市へ交付されます森林環境譲与税の令和4年度の決算額ですけれども501万8,000円でした。令和5年度も譲与税につきましては同額程度を見込んでおります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

大きな森林がないというところについては、森林の保全というのが大きな目的だと思いますので、都市部のところには森林環境税のほうが大きくて譲与税のほうが少ないという状況になってくるのかなというふうに思っているところです。

それで、全体としてはそういう形になっているのかと、仕組みとして都市部にもやっぱり人口割みたいない形で一定の譲与税が来ますので、それは木材を使ってほしいという目的で下ろされてくるというふうに思うんですけど、具体的にこの仕組みの中で本当に森林が保全されていっている状況がつくられてきているのかどうかという、仕組みがつくられてまだ数年というところだもんですからちょっと分からないところもありますけど、何か国が示している資料みたいなものがありましたら教えていただきたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） 森林環境税なんですけれども、今後賦課徴収が始まるということで、国のほうでも周知だとかをしっかりとっていくということを今表明しております。

農林水産省では、森林環境譲与税の効果的な活用に向けて、市町村の取組事例集を作成して公表をしています。

令和3年度の事例集においては、地域の木材を利用した公共施設の木質化というんでしょうか、が取り上げられていたり、上流域の団体と連携した森林環境保全啓発イベントの開催といった事例も紹介をされています。こうし

た周知によって木材の利用が進んだり、森林の保全につながっていくものと思います。

先ほど、森林環境税の歳入と言ってしまったんですけれども、歳計外の収入になりますので、ちょっと訂正をお願いします。

◎委員（大野慎治君） すみません、今の森林環境譲与税について、自治体の配分基準が市有林や人工林の面積が50%、人口が30%、林業の事業者数で20%となっているので、人口の30%分で岩倉市は大体500万ぐらい来るんであろうということだと思うんですけど、今、使い道のことを言われたんですけど、例えば放課後児童クラブだったり、今年造る、令和7年度に予定されている五条川小学校区統合保育園の内装の部分に木材を多く使っていくとか、そういった部分のところの使い道の今の予定、積み立てていくだけじゃなくて、岩倉市としての使い道を具体的に計画されているのかお聞かせください。

◎総務部長（中村定秋君） これまで令和2年度には自然生態園の施設管理、修繕に使わせていただきましたし、今年度は放課後児童クラブの備品購入ということで、こちらは今現在具体的に将来的な計画までできているかというところまではできていないんですけれども、例えば先ほどおっしゃられたような統合保育園であるとかそういったところで活用できれば活用していこうというのは、現時点ではそこまでであります。

今後もしっかり木質化みたいなところについてはしっかりと取り組んでいく必要があると思っておりますので、そうしたところで実施計画などに計上しながら取崩しをしていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

先ほどの答弁のやり取りがちょっと分かりましたので、理解しておりますのでお願いします。

いずれにしても森林環境税、それから森林環境譲与税の仕組みで森林の保全に本当につながっていくのかというのはまだまだこれから経過を見ていかなきゃいけないなというふうに思っているところです。

様々な問題もあって、例えば温室効果ガスを出している主な原因者である企業はこういう負担がないということで問題だとか、先ほど本会議で聞かれたような住民税の非課税の方にも一定の課税がかかるというようなこともあるということで、しっかり使い道が示せるような市としての取組をお願いしたいというふうに思います。

じゃあ次に行きます。

固定資産税の課税標準の特例措置の、マンションの大規模修繕に係る特例の新設ということで、長寿命化を一定の期間の間に工事が行われたものにつ

いては固定資産税を3分の1減額するという、翌年度に限りですね、そういう措置だというふうに思いますけど、この市内幾つか大きなマンションがあると思いますけど、何か動きというのは市内で関連してあるのかどうか、つかんでいるのかどうか教えていただきたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） 今のところ該当するマンションだとかは、要件を満たすマンションというのがないという状況です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。これも経過を見るしかないかなと思っています。

もう一点、先端設備に該当する特例対象資産に係る特例の削除ということで、これは前に導入されたときも少し聞いたというふうに思いますけど、認定先端設備等導入計画というものですが、市内の事業所の中でこの計画をつくっているところというのは多くあるんでしょうか。状況を少し教えていただきたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） 税務課のほうでは、先端設備等導入計画というものを認定をしていないので、計画の数というのは把握していないんですけども、この特定の適用実績として、令和5年度は家屋で1件、償却資産で7件あります。

◎委員（木村冬樹君） 実態ばかり聞いて申し訳ありませんけど、もう少し実態を教えていただきたいと思います。

次の軽自動車税の関係で、区分の見直しによって、いわゆる電動キックボードという電動で動くバイクのような形の乗り物、これの区分が変わってきてということではありますが、税額については変わらないというふうに思うんですけど、この電動キックボードに係る税収というのは実績としてはどうなんでしょうか、岩倉市の場合、教えていただきたいと思います。

◎税務課主幹（佐野亜矢君） 電動キックボードの課税実績は、現在のところございません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

最後に、グリーン化特例の関係も教えていただきたいと思います。

CO₂削減ということで、そういう仕組みは必要な仕組みだというふうには思っているわけですけど、なかなか電気自動車の普及というのがどうなっているのかなというところをちょっと統計的に教えていただければと思うんですけど、最近の電気自動車のグリーン化特例を使ったケースというののがどのくらいあるのか、少し実績を教えていただきたいと思います。

◎税務課主幹（佐野亜矢君） グリーン化特例の令和5年度の実績台数ですが、営業用の四輪乗用車ですと1台です。また自家用四輪乗用車ですと21台

の実績がございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第44号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第44号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第45号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の

挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第45号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） これも議案の説明資料のところからちょっと質疑したいというふうに思いますが、主な改正内容の1つ目が、急速充電設備に関する事項ということで、充電対象が増加したり、様々な機械が開発されているものですから、それが付け加えられたりという、そういう改正ではないかなというふうに思うんですが、急速充電設備の中で充電ポストという言葉がありますが、少しこの仕組みがどういうものなのかというところを教えてくださいというふうに思います。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 充電ポストはということでございますが、充電ポストとは急速充電設備本体、これとは別にコネクター、ケーブルを収納する附属物のことでございます。

従来は、設備本体とケーブル、コネクターが1台につき1本で1台の急速充電設備から1台の電気自動車に充電するという、いわゆる一体型が一般的でありまして、本条例もそれを想定した規定となっているところなんです。近年は1台の急速充電設備から複数の電気自動車に充電できるようにするために、本体とは別にこの充電ポストを複数設けて、充電ポストごとにケーブル、コネクターから充電する、これを分離型と呼んでいるんですけれども、この分離型が普及するようになってきたというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） いろいろ技術が進んでというところでもあります。一気に何台かが充電できるような仕組みがつくられてきているというところだというふうに思いますが、岩倉市はこの間、急速充電設備が設置されていないというふうにお聞きしていますが、現状でも同じ状況なんですか。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 現在も確認した範囲においては、市内に急速充電設備の設置はございません。

◎委員（木村冬樹君） もう一点です。

もう一つの改正のところの喫煙等に関する規定の見直しということで、基本的なところですけど、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に交付で令和2年4月1日に施行ということでありましたが、少し条例改正までに時間がかかっているようでありまして、この理由については何かあるのでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 今般の省令の一部改正を受けて発出されました総務省消防庁の通知のうち、喫煙等に関する規定の見直しについてという事項、これに基づいて関係規定を点検したところ、喫煙所を設置した場合に標識を設けるよう求める本条例の規定が健康増進法の規定と重複する、これが分かったものですから、今回必要な整理をさせていただくということになったものでございます。

◎委員（木村冬樹君） その総務省消防庁の通知というのはいつ来たものかということも少し教えていただければ。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 通知を受けたのは、令和5年2月の後半というふうに記憶しております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第51号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第51号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） すみません、事前にお伝えせずにちょっといきなり聞いてしまって申し訳ないですが、基本的にこの予算額については、入札前に業者さんも知っているものなんでしょうか。一応確認だけさせてください。

◎行政課長（佐野 剛君） 予算額につきましては一般的に公表はされておりますけれども、予定価格となると、それは公表はされておられません。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第54号「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第54号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情の取扱いについて議題といたします。

陳情5件が送付されておりますが、これらの陳情の取扱いについて、どのようにさせていただきましょうか。

◎委員（木村冬樹君） 陳情第4号につきましては、既に議員提案で前議会で意見書を提出しておりますので、陳情者に対して丁寧なお返しをするということで、このような意見書を提出しておりますというようなことも含めて丁寧に返していくということで、全体としては聞きおくという形でいいんじゃないかなというふうに思います。

◎委員長（谷平敬子君） よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君）　じゃあ、聞きおくということで、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

　以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

　なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

　以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。